

公益通報者保護法改正の概要

2020年7月15日

YLO定例会資料

Yabuki Law Offices



本日の内容

- 1. 改正の概要
- 2. 事業者の体制整備義務等の新設
- 3. 行政機関・報道機関等への公益通報に係る改正
- 4. 通報者の保護拡大
- 5. 改正への対応

Yabuki Law Offices



改正の概要

- 施行日
 - 。 改正公益通報者保護法が令和2年6月12日に公布
 - □ 公布日から2年以内に施行(改正法附則1条)
 - →令和4年6月までに施行
- 経過措置
 - 改正法の規定は、改正法の施行後にされる公益通報について適用 (改正法附則2条)

Yabuki Law Offices

2



改正の概要

- 改正の趣旨
 - □ 近年も事業者の不正行為が後を絶たない状況



🔷 早期是正により被害の防止を図る必要性

- 。 改正における基本的な考え方
 - 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに, 安心して通報を行いやすく
 - 2 行政機関等への通報を行いやすく
 - 通報者がより保護されやすく

Yabuki Law Offices



事業者の体制整備義務等の新設

- 内部通報に対応するための体制整備義務等
 - ① 公益通報対応業務従事者の任命義務(改正法11条1項)
 - 事業者は,公益通報の窓口業務,調査業務,是正措置の実施業務に 従事する者(公益通報対応業務従事者)を指定
 - ② 体制整備その他の必要な措置の実施義務(改正法11条2項)
 - 事業者は、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備 その他の必要な措置を実施
- 中小事業者については努力義務(改正法11条3項)
 - √ 常時使用する労働者の数が300人以下の事業者

Yabuki Law Offices

Δ



事業者の体制整備義務等の新設

- 事業者のとるべき措置に関する指針の設定・公表
 - □ 内閣総理大臣は指針を設定・公表(改正法11条4項,6項)
 - √ 現在想定されている指針の内容は以下の通り[1]
 - 重報の窓口整備,窓口に通報があった場合の調査
 - 2 通報に関する内規の違反者に対する懲戒
 - 通報者に対する不利益取扱いや通報者に関する情報漏洩の禁止について の社内規定の整備,及び社内規定に基づく適切な運用
- 内閣総理大臣による行政措置
 - → 報告要求,助言・指導,勧告(改正法15条)
 - 体制整備義務等に違反し勧告に従わない事業者の公表(改正法16条)

Yabuki Law Offices



事業者の体制整備義務等の新設

公益通報対応業務従事者等の守秘義務

- 公益通報対応業務従事者等は、「正当な理由」がなく、業務に関し知り得た 公益通報者を特定させる事項を漏らしてはならない(改正法12条)
- 現在想定されている「正当な理由」は以下の通り[2]
 - 公益通報者本人の同意がある場合
 - 2. 法令に基づく場合
 - 3. 公益通報に関する調査等を担当する者の間での情報共有等, 通報対応に当たって必要な場合
- 違反した場合,公益通報対応業務従事者等に刑事罰 (30万円以下の罰金,改正法21条)

Yabuki Law Offices

6



行政機関・報道機関等への公益通報に係る改正

- 行政機関等への公益通報

現行法3条柱書及び2号

公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として 前条第1項第1号に掲げる事業者が行った解雇は、無効とする。

- 二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報
- 現行法上の類型
 - 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合(現行法3条2号)

Yabuki Law Offices



行政機関・報道機関等への公益通報に係る改正

行政機関等への公益通報

改正法3条柱書及び2号

労働者である公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたこ とを理由として前条第1項第1号に定める事業者(当該労働者を自ら使用するものに限る。第9条において同 じ。)が行った解雇は、無効とする。

通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合又 は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載し た書面(中略)を提出する場合

当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等に対する公益通報

- イ 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所
- □ 当該通報対象事実の内容
- 八 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由 ニ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由
- 改正法上の類型
 - » 現行法上の類型に加え,以下の類型を追加(改正法3条2号後段)
 - 通報対象事実が生じ,若しくはまさに生じようとしていると思料
 - イないし二に掲げる事項を記載した書面の提出

Yabuki Law Offices

8



行政機関・報道機関等への公益通報に係る改正

報道機関等への公益通報

- 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当す
- その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認め られる者に対する公益通報
 - 前2号に定める公益通報をすれば解雇その他不利益取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- ロ 第1号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがある と信ずるに足りる相当の理由がある場合
- 八 労務提供先から前2号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合
- 二 書面(中格)により第1号に定める公益通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務 供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合 木 個人の生命または身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合 ついて, 当該労務提
- 現行法上の要件
 - ①真実相当性(3条3号)

通報対象事実が生じ又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由 ②通報の相手方(3条3号)

通報対象事実の発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要と認められる者 ③イないし木のいずれかに該当する場合

Yabuki Law Offices



行政機関・報道機関等への公益通報に係る改正

報道機関等への公益通報

- 通報対象事実が生じ,又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり,かつ,次のいずれかに該当す
- ッコー その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認め られる者に対する公益通報
- イ、ロ (現行法のイ、ロと同一のため省略) 八、第1号に定める公益通報をすれば、役務提供先が、当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合 二、木 (現行法のハ、二と概ね同旨のため省略)
- へ 個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く。以下このへについて同じ。)の財産に対する損害(回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であって,通報対象事実を直接 第6条第2号ロ及び第3号ロにおいて同じ。)が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ず るに足りる相当の理由がある場合

改正法上の要件

- ①真実相当性,②通報の相手方の要件については変更なし
- ③につき,新たに八の類型を追加
 - 通報者を特定させる情報が洩れる可能性が高い場合
- 現行法上の木の類型の修正(改正法3条3号へ)
 - 個人の財産に対する損害(回復困難又は重大なもの)を追加

Yabuki Law Offices

10



通報者の保護拡大

通報主体の拡大

通報者	現行法	改正法
労働者,派遣労働者	○(2条1項柱書)	○(2条1項1号, 2号)
通報日の1年以内に労働者又は派遣労働 者であった者	×	○(2条1項1号, 2号)
他の事業者との請負契約等の契約に基づき事業に従事する労働者又は派遣労働者,若しくは通報日の1年以内に従事していた労働者であった者又は派遣労働者であった者	他の事業者との請負契約等の契約に基づき事業に従事する労働者又は派遣労働者のみ〇(2条1項3号)	○(2条1項3号)
役員(取締役,執行役,監査役等)	×	○(2条1項4号)

通報対象事実の拡大

- 現行法:刑事罰の対象となる事実(現行法2条3項1号)
- 改正法:上記に加え,行政罰の対象となる事実を追加(改正法2条3項1号)

Yabuki Law Offices



通報者の保護拡大

通報者の保護内容の拡大

通報者の保護内容	現行法	改正法
公益通報をしたことを理由とする労働者の解雇の無効	○(3条)	○(3条)
公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約の解除の無効	○(4 条)	○(4条)
公益通報をしたことを理由とする労働者への不利益取扱いの禁止	○(5条1項)	○(5条1項)
公益通報をしたことを理由とする労働者への退職金不支給禁止	? (5条1項)	○(5条1項)
公益通報をしたことを理由とする派遣労働者への不利益取扱い の禁止	○(5条2項)	○(5条2項)

- 公益通報者への損害賠償請求の制限の新設(改正法7条)
 - 事業者は公益通報者に対し、公益通報により損害を受けたことを理由として 賠償を請求することができない

Yabuki Law Offices 12

る損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ず

るに足りる相当の理由



通報者の保護拡大

役員の公益通報に対する保護の新設① 役員が保護される類型(改正法6条及び5条3項)

財産に対する損害が発生し, 又は発生する急

迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由

内部通報 行政機関等への通報 報道機関等への通報 (6条1号) 通報対象 (6条2号イ) ①調査是正措置をとることに努めたこと (6条3号1) ①調査是正措置をとることに努めたこと ②なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由 ②なお当該通報対象事実が生じ,又はまさに生じようとし 事実が生 じ、又はま さに生じよ ていると信ずるに足りる相当の理由 ③次のいずれかに該当 うとしている と思料する (1)前2号の公益通報をすれば不利益な取扱いを受けると 信ずるに足りる相当の理由がある場合 (2)第1号の公益通報をすれば当該通報対象事実に係る 場合 証拠が隠滅等されるおそれがあると信ずるに足りる相当の 理由がある場合 (3)役務提供先から前2号の公益通報をしないことを正当 な理由なく要求された場合 (6条2号口) (6条3号口) ①通報対象事実が生じ、又はまさに生じようと ①通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信 していると信ずるに足りる相当の理由 ずるに足りる相当の理由 ②個人の生命・身体に対する危害又は個人の ②個人の生命・身体に対する危害又は個人の財産に対す



通報者の保護拡大

- 役員の公益通報に対する保護の新設②
- □効果
 - > 役員に対する不利益取扱い(解任を除く)の禁止(改正法5条3項)
 - > 役員を解任された場合の事業者に対する損害賠償請求権(改正法6条柱書)
 - ▶ 事業者の役員に対する損害賠償請求の制限(改正法7条)
- 改正が見送られた点
 - 公益通報者に対し不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置[3]
 - 行政措置を実施する際の事実認定が行政機関にとり困難
 - 立証責任の転換[4]
 - 現行法では、通報者側に立証の負担
 - 一方で,裁判実務上は通報者側の立証の負担は一定程度軽減



施行後3年を目途に施行の状況を踏まえ検証(改正法附則5条)

Yabuki Law Offices

14



改正への対応

- 内部通報の体制整備の必要性
 - > 従業員301人以上の企業に体制整備義務
 - 公益通報対応業務従事者の選任
 - 守秘義務に違反した場合の刑事罰
 - ▶ 整備すべき体制等の具体的内容については今後公表される指針を注視
- 外部通報の増加の可能性
 - 行政機関等,および報道機関等への通報の要件緩和
 - 内部通報体制を充実させる必要性

Yabuki Law Offices



参考文献

- [1] 坂田進消費者庁審議官発言『第201回国会参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会第10
- [1] 以口度用資有月 自競長光音 『第201回国本を成が地方の主人の「内裏 日間ないで、 3 19/19 ステンパー 号会議録』 (2020年6月5日) [2] 坂田進消費者庁審議官発言『第201回国会参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会第5 号会議録』 (2020年5月19日)

16

Yabuki Law Offices